

鶴田町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鶴田町広告事業実施要綱(平成30年鶴田町告示第7号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、鶴田町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)への事業者等の広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町ホームページ

町が管理するホームページで、<http://www.town.tsuruta.lg.jp/> で始まるものをいう。

(2) 広告

町ホームページ内に表示されるバナー広告をいう。

(広告の募集方法)

第3条 町長は、町ホームページに広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたとき、あるいは空きが生じることが明らかになったとき、広告を掲載しようとするもの(以下「広告掲載希望者」という。)を募集することができる。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル 横120ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメーション不可)、JPEG, PNG

(3) 容量 10KB以下

2 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページで指定した位置とする。

3 広告欄には、「広告」等の文言を記述する等の方法により、当該欄が広告欄であることを明示する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は月を単位として、最長6か月とする。

2 広告期間中に町の都合により、更新、メンテナンス等で、町ホームページに掲載した広告を閲覧できない時間が生じたときであっても、掲載期間は延長しない。

3 広告掲載の開始日は当該広告を掲載する月の1日とし、掲載終了日は当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次のとおりとする。

(1) 広告主が町内に本社、支店、店舗、事務所等を有する場合

1 枠当たり月額 2,000 円とする。ただし、連続した6か月の申込みの場合は1枠当たり 10,000 円とする。

(2) 広告主が町外に本社、支店、店舗、事務所等を有する場合

1 枠当たり月額 3,000 円とする。ただし、連続した6か月の申込みの場合は1枠当たり 15,000 円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、鶴田町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告掲載希望者の概要がわかる資料、広告の案及び画像データを添えて、町長が定める期限までに、持参又は郵送(当日消印有効)で申込むものとする。この場合において、当該画像データの作製経費は広告掲載希望者の負担とする。

2 申込締切りは、掲載を開始する月の前月の15日までとする。ただし、その日が土曜日、日曜日、年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、これらの日の前日までとする。

(広告掲載の決定及び通知)

第8条 前条の規定による広告申込があったときは、募集期間終了後、内容を審査し鶴田町ホームページ広告掲載決定(不決定)通知書(様式第2号)により、その可否を広告掲載希望者に通知するものとする。

2 掲載申込が町ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 前条第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長の指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告等の変更)

第10条 広告主は広告の内容及びリンク先の変更、又はリンク先ホームページの内容の大幅な変更を行おうとする場合は、事前に鶴田町ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第3号)に画像データを添えて、町長に申込まなければならない。この場合において、当該画像データの作製経費は、広告主の負担とする。ただし、広告の内容を変更しない場合は、当該画像データの添付は不要とする。

2 町長は前項の申込みを受けたときは、内容を審査し、鶴田町ホームページ掲載広告等変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、その可否を広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取りやめ）

第11条 広告主は、鶴田町ホームページ広告掲載取りやめ申出書（様式第5号）を提出し、町ホームページの広告掲載の取りやめを申し出ることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取りやめたときでも、すでに納付した広告掲載料は還付しない。

（広告掲載の取り消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中においても当該広告の掲載を取り消すことができるものとする。

（1）指定期日までに広告掲載料の納付がないとき

（2）その他町ホームページへの掲載が不適當であると町長が判断したとき

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。